

## 公益財団法人 清和国际留学生奨学会 趣意書

わが国は、いまや世界における経済大国として、その地位を確固たるものにしました。その結果、国民生活にかかる所得水準は一流先進国と比肩し得るまでになりました。

そのため、わが国に対する国際的期待はいよいよ高まり、わが国の役割は一層重要になってまいります。

しかしながら、このわが国の存立と繁栄は諸外国、とりわけアジア太平洋地域の諸国との平和的、安定的関係の維持を抜きにしては成り立ちません。

従って、経済のみならず、芸術、文化、教育などの分野におけるこれら諸外国との交流をもっともっと強めなければなりません。

最近ニュースなどで報道されるアジア各国からの私費留学生の激増、そしてわが国の物価高に対する彼らの生活の困難さなどには目を見張るものがありますが、これらの中には、学力優秀で勉学に燃える有為な学生を見ることが出来ます。

この有為な学生たちにわが国への失望を興さしめてはなりません。何故なら、それではこれら諸外国との友好親善を培うことにはならないからであります。

従いまして、これらの学生に援助の手を差し伸べ、そしてこれらの国の若者たちをして、将来自国の経済、文化などの各方面で当該国の発展に寄与していただき、このことによってわが国とこれら諸外国との国際親善、国際協調、惹いては世界平和に貢献できるものと確信し、ここに清和国际留学生奨学会を設立し、この目的に向かって前進しようというものであります。

平成2年1月18日

財団法人 清和国际留学生奨学会  
理事長 近藤 清吉

追記：上記は財団設立時のものです。当財団は2011年（平成24年）4月1日、公益財団法人の認可を得て、新しく『公益財団法人清和国际留学生奨学会』と発足となりました。為念申し添えます。

公益財団法人 清和国际留学生奨学会  
奨 学 金 支 給 規 則

(奨学生の資格)

第 1 条 本会奨学金の支給を受ける者は、次に掲げる資格を有しなければならない。

- (1) アジア大洋州諸国の出身者であって、日本の国内の大学または大学院において学生として勉学、研究のため留学中の者。
- (2) 応募時現在において、大学学部生は満 30 歳未満、大学院生は満 35 歳未満で、日本政府（自治体を含む）または他の財団から奨学金の支給を受けていない者で、学業、人物ともに優秀で、且つ健康体であること。
- (3) 応募留学生は、秋田大学、筑波大学、麗澤大学、東京工業大学、芝浦工業大学、東京外国語大学、上智大学、京都大学に在籍する留学生とする。

(奨学金の額)

第 2 条 奨学金の額は、大学院生月額 10 万円、大学学部生は月額 8 万円とする。

(支給する期間)

- 第 3 条
- (1) 奨学金を支給する期間は 2 カ年とする。
  - (2) 大学学部最終年次に在学する者は 1 カ年とし、大学院修士課程に進学したときは更に 1 カ年延長する。延長期間の給付金額は大学院生の場合を適用する。
  - (3) 大学院修士課程最終年次に奨学金の給付を受けることになったときは前項の例による。

(奨学金の交付)

第 4 条 奨学金は本人に毎月交付する。

(応募の手続き)

第 5 条 奨学金の受給を希望する者は、原則として毎年 12 月末日までに次の書類を本会代表理事に提出しなければならない。

1. 奨学金受給申込書

2. 日本国の大学もしくは大学院の成績証明書、または入学許可書
3. 日本国の受け入れ大学の推薦書及び推薦理由書
4. その他必要とする書類

(奨学生の決定)

- 第 6 条 奨学生は前条の出願者の内から選考委員会の議を経て翌年 2 月末日までに本会の理事会が決定する。
- 前項の決定は、推薦に関与する大学学長を通して通知する。

(奨学生の義務)

- 第 7 条 (1) 奨学生は、休学、復学、転学、または退学したとき、3 ヶ月以上欠席したとき、または身分、住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なく本会に届出なければならない。
- (2) 奨学生は、本会に出向くよう要請を受けたときは、特別な事由がない場合はこれに応じなければならない。
- (3) 奨学生は、毎年 2 月及び 6 月に学習報告書、10 月に近況報告を本会に提出しなければならない。

(奨学金の休止、停止及び期間の短縮)

- 第 8 条 (1) 奨学生が休学し、または 3 ヶ月以上欠席したときは、奨学金の支給を休止することがある。
- (2) 奨学生の学業、または公序良俗に反するなどの状況により、奨学生としての適性を欠くと認めるときは奨学金の支給を休止し、または支給期間を短縮することがある。
- (3) (1) または (2) により奨学金の支給を休止、若しくは停止され、または期間を短縮された者について、その事由がやんだと認めるときは奨学金の支給を復活することがある。

(支給の打ち切り)

- 第 9 条 奨学生が、次の(1)から(5)までの何れかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。
- (1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき

- (2) 大学において懲戒処分を受け、または学業の見込がないと判断されたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 第7条の義務の履行を怠ったとき
- (5) 日本政府(自治体を含む)または他の財団から奨学金の支給を受ける事となったとき。
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

(転学)

第10条 奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められた場合を除き、奨学金の受給を辞退したものとみなす。

(返納)

第11条 奨学金の支給後において、第9条の(1)(2)または第10条の事由が生じていた事が判明した場合は、既に交付した奨学金の全部、または一部を返納させることがある。

(補足)

- 1) この規則は、公益財団法人 清和国际留学生奨学会寄付行為の施行の日から適用する。
- 2) 第3条の規定は、平成2年6月20日改訂し、平成2年度の奨学金支給より適用する。
- 3) 第2条の規定は、平成12年3月17日改訂し、平成12年度の奨学金支給より適用する。
- 4) 第5条および第7条(3)の規定は、平成21年3月22日改訂し、平成22年度より適用する。
- 5) 法律改正による移行申請が、平成24年4月1日付で公益財団法人として認可されたので、当日より続けてこれを適用する。
- 6) 第2条の規定は、平成28年6月1日改訂し、平成29年度の奨学金支給より適用する。